

# 生活保護費詐欺事件に関する市民報告会 説明内容及び質疑応答

日 時	平成20年 4 月22日火曜日 午後 6 時30分 ~		
場 所	滝川市文化センター 大ホール		
説明者	滝川市長	田 村	弘
	滝川市副市長	末 松	静 夫
	滝川市総務部長	高 橋	賢 司
	滝川市生活保護費詐欺事件検証第三者委員会		
	委員	矢 島	敏 克
	委員	木 下	武 徳
	委員	丹 羽	修 身
	委員	田 中	寿 蔵
	委員	木 原	政 明
	滝川市保健福祉部長（福祉事務所長）	狩 野	道 彦
	滝川市保健福祉部参事	佐々木	邦 義
	滝川市保健福祉部福祉課長	橋	弘 恭
	滝川市保健福祉部福祉課副主幹	国 嶋	隆 雄
	滝川市保健福祉部福祉課主査	越 前	充
	滝川市総務部参事（前福祉事務所長）	居 林	俊 男
	滝川市総務部総務課副参与	沼 本	茂 樹
	滝川市総務部総務課主査	和 田	英 昭

## 【司会】

皆さま、こんばんは。

本日は、皆様それぞれにお忙しい中多くの市民の皆様にお越しいただき、大変ありがとうございます。  
ご案内の時間がまいりましたので、ただいまより、「生活保護費詐欺事件に関する市民報告会」を開催させていただきます。

申し遅れましたが、私、本日の進行を務めさせていただきます、市の会計管理者兼理事の「飯沼」と申します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告に入ります前に、本日の説明者をご紹介します。

皆様方に向かって、一番右側、

- ・ 検証第三者委員の 木原 委員 です。
- ・ 続きまして、同じく 田中 委員 です。
- ・ 次に、 同じく 丹羽 委員 です。
- ・ 次に、 同じく 木下 委員 でございます。

- ・次に、検証第三者委員会の議長であります、矢島 委員 でございます。
- ・続きまして、田村 滝川市長 です。
- ・次に、 末松 副市長 です。
- ・最後に、 高橋 総務部長 でございます。

なお、後列には福祉事務所職員と事務局職員も出席しております。

続きまして、配布させていただきました、資料をご確認いただきたいと存じます。

表紙が本日の進行次第になっております。1ページから4ページまでが、第三者委員会検証報告の概要であります。この検証報告を受けまして市長としては報告書を作成しましたが、5ページ以降がその概要を記載したものでございます。

資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お近くの職員にお申し付けいただきたいと存じます。

それでは次に、本日の全体進行について、若干お話をさせていただきたいと思いますが、まず、最初に市長からお話をさせていただきます。続きまして、第三者委員会の検証報告の概要につきまして、木下委員から説明をさせていただきます。

引き続きまして、市長報告書の概要を高橋総務部長から説明をさせていただきます。以上の時間を、約25分程度と考えております。説明終了後、皆様からご質問をお受けしたいと思います。質問の時間は、1時間程度を考えておりますが、以上が、本日の進行内容であります。終了時間は午後8時ごろと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

最後に、会場の皆様をお願いでございますが、携帯電話をお持ちの方がもしいらっしゃいましたら、できましたら電源をお切りいただくか、「マナーモード」に設定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、田村滝川市長からお話をさせていただきます。

## 【市長】

夜分遅くに、通常ですと食事の時間ではありますが、こうして大勢、市民の皆さん方にお集まりをいただきまして、厚くお礼を申し上げます。このたびの生活保護費詐欺事件におきまして、長期にわたり、巨額の生活保護費を支出をして、行政への信頼を大きく揺るがしたことは、市民の皆様の付託に応え、市政を執行する立場にある市長として、重い責任を痛感するとともに、心からおわびを申し上げます。

第三者委員会から、検証結果の報告をいただきました。短期間に調査していただき、このたびの事案に対する、厳しい問題点の指摘と、再発防止に向けてのご提言をいただきました。委員の皆様のご献身的なご協力に、この場をお借りをして、厚くお礼を申し上げます。

市民説明会の開催は、今日まで約5か月間を要しました。時を移さず、いち早くとの思いはありましたが、このたびの事件を生んだ背景は、非常に複雑であり、かつ、長期にわたることから、まず、事実の確認と問題点を点検するための、内部検証委員会からスタートをし、その結果を基に第三者委員会の検証をいただきました。

市政に対する信頼を著しく失墜させたことを謙虚に反省をし、このたびの検証結果を厳粛に受け止めて、再発防止と信頼回復に職員とともに一丸となって全力を尽くす覚悟であります。本日の説明会では、

第三者委員会からのご説明と、それを受けて、滝川市長として、この大きな問題に対する対応の基本方針をご説明をして、市民の皆様にご意見をいただきたいと存じます。

後ほどご説明を申し上げますが、文字に書いてしまえば、この程度かという印象がおありになるかもしれません。しかし、大きな問題が生じただけに、ほかのまちではない、徹底した対策を考えたいつもりであります。有効なことは、何でもやります。ぜひご意見をいただきたいというふうに思います。

今回の報告は、どこが大きく問題であったのか、その問題を再び起こさないための、福祉事務所における再発防止策と、市役所全体の改善策、そして、国から交付されている生活保護費の返還が、仮に求められた場合の損害額への対応、市長の責任と自らの処分を始めとする職員の処分などについて、基本の考え方をご説明するのに参りました。

先ほど、12名の職員の懲戒処分を行ってまいりましたが、本市では例を見ない大きな処分であります。心の痛みを感じます。その席上、私を含めて、反省すべきは反省し、これを新たな出発点として頑張ろう、そのことが失った信頼回復への唯一の道であるということを確認をしてまいりました。限られた時間ではありますが、ご意見をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

#### 【司会】

それでは、続きまして、「生活保護費詐欺事件検証第三者委員会報告」の概要につきまして説明をさせていただきます。

「第三者委員会」の委員であります、北星学園大学 社会福祉学部 准教授の 木下委員 から説明をさせていただきます。

お手元に配布の資料に沿って説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。お願いいたします。

#### 【木下委員】

こんばんは。北星学園大学で今回第三者委員会の委員として参加しました木下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手持ちの資料の2ページ目に第三者委員会の報告書の概要が載っておりますので、ご覧ください。

当第三者委員会の設置目的なんですけれども、生活保護費詐欺事件に関する市内部における検証の結果を踏まえ、事実に基づき、客観性を持って、市民の目線を重視し、行政の対応に問題がなかったのかを検証すると、そして、そこで判明した問題点については、今後の改善に向けた方向性を提示する」ということが、第三者委員会の設置目的です。

今回の生活保護費の不正受給、詐欺事件の概要なんですけれども、ストレッチャー対応型タクシーを利用した通院移送費、約2億3,900万円が夫婦に支払われたと。1回のタクシー料金は20万ないし25万円以上ということで、1日に2回利用されることもありました。

現段階で判明していることは、少なくとも架空請求額が3,460万円あり、タクシー業者に支払った移送費から多額のお金が夫妻に手渡されていたということです。

このような多額のお金が、現段階で言えば暴力団員であった夫婦、夫に対してお金が詐取されていたと、ということが今回の事件の概要です。

この事件に関して行政の対応に問題がなかったのかを検証するという事なんですけども、その検証結果として結論として二重の大枠のところに書いてあります。

「福祉事務所において、更なる病状調査や生活状況調査、検診命令などの手続きをとるべきであったにもかかわらず、それを行わないまま移送費の支給を継続したことは、不相当であった」と、これが当委員会の結論です。

具体的に大きく4つの項目で検証を進めました。

1つ目が、支給の決定とその継続的な支給について、ということです。

ここが本件の検証の核心になるところです。

市の内部検証委員会では、3つの点が、継続に、支給決定と継続についてやむを得なかったと判断されています。それは、医師の見解、北海道への相談結果、札幌市での支給実績、この3点でもって、福祉事務所の方での支給がやむを得なかったと判断されていたということだったんですけども、第三者委員会での議論の結果、まず、最初に医師の見解についてですけども、滝川市で受けることが不可能な治療を札幌市で受けているわけではない、毎日治療を受ける必要性について医学的な効果が十分証明できてない、などの理由から、医学的に見ても札幌市への毎日の通院の必要性を認めるのは不合理である、という感想を持っているということです。

今回の医師の判断についても、総合的かつ極めて慎重に評価すべきであり、形式的な医師の判断のみで支給をやむを得なかったと結論付けることは疑問であると、ということです。

2点目の、北海道への相談結果ですけども、2ページ目にあります。

北海道への相談につきましては、道と滝川市の福祉事務所とは意見を異にしています。しかし、両者から確認が取れたことは、監査の当日に、道と市の職員のやり取りがあって、そこで本件に関する相談が行われたということは事実であるということを確認しています。

しかし、相談の結果を踏まえましても、支給の手続きを止められなかったということについて、市の方では、単にその場での膨大な資料、書類を見せるだけではなく、前もって時系列的な書類を作成し、もっと早く北海道を訪れ、医師の診断内容や全国の移送費の特殊事例などの確認、検診命令の必要性などについて、道の方と一緒に考えて考える必要があったのではないかとということです。

3つ目の札幌市での支給実績についてですけども、確かに札幌市の方でも、ほぼ毎日のような通院実績があったと。また、20万円近くを支出した滝川市への通院移送費が支払われてたということはあるんですけども、それは当初は滝川市から札幌に通院することはやむを得なかったかもしれませんが、それは毎日のように通院するということになってくることがわかったのであれば、きっちりと事実の把握をしていくべきであったのではないかとということです。

次に、タクシー料金の金額についてですけども、今言いましたけども、当初、1回の通院ではやむを得ない判断であったかもしれませんが、これだけ毎回のよう回数が増え、金額が大きくなってきた段階では、「最小限度の額」ではないということです。これは生活保護費の支給については、最小限度の額ということにされているわけですけども、それを明らかに超えている、と判断しています。

次に、福祉事務所が更に調査等を行うべきであった点についてですが、この点については3つあります。1つが病状調査、2つ目が検診命令、3つ目が生活状況の把握、です。

まず、病状調査なんですけども、今回のように毎日の通院移送費が必要、毎日のような通院が必要である、そういうような状況の中で、本当に病状が重い人が毎日通えるのか、というところに少しは疑問を持つべきであったのではないかと、そのような疑問を持ったのであれば、もっと頻繁に、きめ細かく、早急に病状調査をすべきであったと、いうことです。

検診命令につきましては、今回の通院移送費を認めた理由となっておりましたのが医師の判断ということでしたけども、それが本当に客観的なものなのかどうかをさらに追及していく、調べていく必要があったということで、ほかのお医者さん、医師に対して診断を取ってもらおうということが必要でなかったか、そういうことがまた生活保護の制度の中で認められていたということです。

最後に、生活状況の把握なんですけども、とりわけ夫や妻が不在で面談できない時期が19年の夏以降ありましたけども、そのような場合に対して、不在連絡票の活用とか電話連絡などを通して、適切に様々な方法により生活状況を把握する必要があったのではないかと結論付けています。

そして次に、組織対応についてなんですけども、福祉事務所の組織対応について、まず、担当者、査察指導員については、きっちりと自らの職務を行うに当たって上司の指示を仰ぎ、また、管理者については、その問題状況に対して、状況の把握に努めるとともに、的確な指示を行うという管理職の役割をきっちり果たす必要があったというふうに考えています。

ただ、その組織的な対応の不十分さには、その前提として大幅な人事異動の影響があったのではないかと、また、事務の引継ぎが不十分であったのではないかと、さらに福祉事務所の職員の生活保護、また、福祉業務に対する経験の浅さ、というものも考えられるのではないかと、いうふうに結論付けています。

最後に、市長・副市長のかかわりなんですけども、結果的に、これだけ多額の公金が詐取され、行政の信用を著しく失墜することになった責任は問われると、指揮監督責任者は、本件のような重大な事案について、具体的な情報を得たら、速やかに行動を起こすべきであり、報告を受けるだけにとどまらず、自ら具体的な調査を指示すべきであったということです。

そして、4つの再発防止に向けた提言を行っています。

1つ目は、即時対応能力の向上ということで、業務に関する法令や知識、また、対人折衝の能力をきっちりと身に付けて行くべきであるということです。

2つ目は、管理職の意識改革ということで、このような問題が生じる前に、きっちりと疑わしいことがあれば率先して行動を行い、部下職員の孤立化を防ぐための状況把握や的確な指導・監督を行うこと。さらに職務の執行方法や事務処理システムの徹底的な点検、見直しを行い、その改善を図る職責を全うすること。

3つ目に、公金の取扱いに対する公務員意識の改革ということです。公金を扱っているという意識、公金は市民が職員を信頼して取扱いを委ねている金銭であるという意識を持って常に職務に当たることとしています。

4つ目に、組織的な危機管理能力の向上ということで、行政の様々な問題を危機ととらえ、その未然の防止、発生時の迅速な対応、その後の適切な処理のために、組織体としての危機管理体制の構築、能力の向上を図ることとしています。

ただ、今回の提言、方向性につきましては、方向性を示すだけにとどまっております。

本委員会の中以外でも、内部検証報告書の中でも事務上の様々な問題が指摘されております。そのような問題に対して改善をしていくということ。現在、福祉事務所の方でも再発防止に向けた改善策が現在練られているところですので、それをきっちりと進めていくこと。さらに、行政の内部で全庁的に行われております「『市民に信頼される市役所』づくり推進プラン」というものが計画されているようなんですけども、これをきっちりと進めていくことで、真に「市民に信頼される市役所」を実現することを強く要望します。

最後に、終わりにあたってですけども、先ほど言いましたように、当委員会の結論では、今回の移送費の支給が不相当であったということです。しかしながら、通常の公務員の仕事というのは、書類審査が非常に重視されるということは、行政という官僚制度の仕組みの中ではやむを得ない面があります。また、医学的知識を持たない公務員が、医師の判断を簡単に否定できるものではないということも理解しなければならないかと思っています。ただし、本件は、詐取された金額が突出しており、極めて例外的、異常な事案であるというふうに考えられます。その場合は、通常とは異なり、慣例を突き破って、さらに一歩進み出るべき事案であったと理解しております。

このような問題が再発することがないように、生活保護制度が真に市民の生活を確実に保障できるよう、福祉事務所及び滝川市行政は、これらの改善に向けてまい進されるよう期待しています。

また、本件は極めて異常な例外的事案であるということは明らかであります。この対策をするためという理由、それを口実として善意の生活保護の受給者の権利が侵害されないように願うものであります。

以上、この第三者委員会の報告でした。

#### 【司会】

それでは、引き続きまして、ただいまの第三者委員会の報告を受けまして、滝川市長として「生活保護費詐欺事件に関する報告書」をまとめました。お手元に配布の資料、5ページ以降に、その概要を記載させていただいておりますので、高橋総務部長の方から説明をさせていただきます。

#### 【高橋総務部長】

皆さんどうもこんばんは。

総務部長の高橋でございます。

私からはですね、生活保護費詐欺事件に関する滝川市からの報告書の概要についてご説明をさせていただきます。

5ページですね、上の方に文章記載されております。これの4行目、先ほどですね、市長からお話申し上げましたようにですね、第三者委員会のその報告書を厳粛に受け止めて、著しく行政に対する信頼を失墜させたことを謙虚に反省をして、徹底した再発防止策と市役所改革を進めてまいりたいと思っ

ております。この報告書はですね、概要版でございますけども、新たな決意の下に再発の防止と信頼の回復を進める基本の方向性を明らかにしたものでありまして、常に点検しながらですね、確実に実行してまいりたいと考えております。

最初の四角の枠の部分でございますけども、まず、第三者委員会からのですね、検証報告を受けまして、行政対応上の根底にはですね、4つの問題点があったと行政として認識したところでございます。

1点目はですね、生活保護事務につきましては、市長から福祉事務所長への委任と、いう事務ではあるんですけども、今回のような重大なケースについてはですね、市長は指揮監督権、副市長は監督権を有する者としたしまして、具体的な情報を知り得た時点で直接問題解決にかかわり、徹底した調査対応を指示すべきでした。

これは行政の執行責任者としての対応の不十分さが1点目あったのではないかと、

もう1点はですね、行政執務における徹底の不十分さでございます。

これにつきましてはですね、医者判断、北海道判断などを根拠に福祉事務所が行った対応は十分でなく、更なる病状調査や検診命令の措置をとるべきであり、生活状況等の把握におきましても、より踏み込んで講ずべき手段があったと考えております。

行政執務における徹底の不十分さが2点目でございます。

3点目は、公金の意識を徹底してですね、公金支出に対するチェック、事前チェック、事後の監視に不十分さがありました。

公金支出に対する税意識の不十分さがあったのではないかとというのが3点目です。

4点目でございますけども、処遇困難ケースにつきましては、担当者は、査察指導員とともに上司に指示を仰ぎ、また、管理職も積極的に関与し組織的対応をすべきであり、事務引継ぎを含め、組織として問題への取組が十分ではありませんでした。

問題に対する組織的対応の不十分さが4点目でございます。

次、6ページ目でございますけども、それを受けてですね、福祉事務所の再発防止策と市役所全体の改善策について記載しております。

まず、福祉事務所の再発防止策でございますけども、5点記載しております。

事務手続の改善、当たり前と思われる項目でございますけども、この中でですね、新しい取組と申しますか、さらに徹底をするという面ですね、業者等の選定と価格の妥当性を厳格にチェックをする。

また、イとしてですね、医療扶助の実施体制の強化でございますけども、これにつきましてはですね、検診命令、疑義があると認められる場合は検診命令を行うなどですね、必要な指導を行います。さらに「医療扶助対策検討会議」、これは仮称でございますけども、新たに設置をいたしまして、適正かつ公正な医療扶助の実施体制を構築をしたいと考えております。

3点目はですね、生活状況等の把握の徹底でございます。

処遇困難ケースには、月に複数回の訪問面談を行いまして、さらに民生委員さんとの協力体制を強化をしたいと考えております。

4点目、福祉事務所の組織体制の強化でございますけども、「処遇困難ケース対策検討会議」、仮称でございますけども、これについても新たに設置をしてですね、顧問弁護士、嘱託医、元警察官を含めた組織としまして、組織体制を強化をしたいと考えております。また、ケースワーカーを今年4月1日付けで1名増員をして、ケースワークの充実というものを図っております。

最後に、職員の意識改革についてはですね、職責を果たすための研さん、さらにまた他市との情報

交換、研修会、管理職の危機管理の徹底を図りたいとするものであります。

以上が福祉事務所の再発防止策でございます。

続きまして、市役所全体の改善策でございますけれども、先ほども木下委員から説明がありましたようにですね、第三者委員会から4つの具体的提言がございました。これにつきましては、この表のですね、左側2つ目の4つのものがございます。

市としてはですね、昨年の末からずっと年末、年始にかけてですね、全職員のアンケート、さらにまた、それをたたき台、素案にしてですね、庁内で議論をしている部分がございます、それがその右側に書いてあるですね、「市民の皆様信頼される市役所」づくり推進プラン」というものがございますけれども、これにつきましてはですね、15項目の取組事項がございます。

それと併せてですね、三者委員会からの4つの提言を踏まえて、ここに書いてある具体的なことを進める中で、徹底して取り組んでいきたいという内容でございます。

次のページをお開き願います。7ページ。

次に、生活保護費詐欺事件以外で問題となった事項及びその対応でございます。

1点目はですね、公営住宅家賃の問題であります。

これは片倉被告がですね、事実上公営住宅を退去してたと、いうにもかかわらず、届出がないことを理由に、退去後も家賃を賦課し、家賃滞納額を膨らませる結果となった、さらにまた、公営住宅の入居者の無届での退去については、この件については、これを踏まえて実態に則した対応を徹底したいとするものがございます。

また、逮捕こう留期間の生活保護費不正受給の問題でございますけれども、これは15年1月にですね、逮捕事実があることが明らかになりましたけれども、このこう留事実が把握できずですね、生活保護費が継続支給されておりました。この点はですね、把握のしようが実はなかったわけでございますけれども、結果としてですね、不正受給になったということで、今後は、生活状況等の把握の徹底をさらに図るとともに、夫婦に対しまして生活保護費の返還を求めてまいりたいと考えております。

3点目、市役所各部署へのクレーム等でございます。

この点についてですね、全庁において情報の共有を図り、今後において組織的な対応に努めたいと思っております。また、元警察官をですね、採用、もういたしておりますけれども、相談体制の強化や不当要求等への対応の充実を図りたいと考えております。

4点目、市長、副市長及び関係職員の処分等でございます。

先ほどご説明申し上げたですね、上の項目の部分、公営住宅の家賃の問題でございますけれども、その項目も含めた全体の処分というものを厳正に行いました。

市長は、平成20年1月から12月までの12か月間、月額給料の50%削減、これは既に4月分までは継続中でございますけれども、新たに8か月間プラスしております。

さらに副市長についてはですね、20年5月から10月まで6か月間給料月額30%減額。

本日午前が開会されております市議会でございます、午後にわたる市議会で議決を受けたところでございます。

また、関係職員についてはですね、当時の福祉事務所長・福祉課長 停職2か月、減給10%6か月が2名、減給10%4か月が1名、減給10%2か月が1名、減給10%1か月が3名、戒告3名、厳重注意7

名、合計、関係職員19名の処分を行ったところでございます。

次、国庫負担金及び損害額への対応でございます。

これについてはですね、7ページの下の方に、仮にですね、保護費の支出が不適正と判断された場合は、厚生労働省が滝川市に対して国庫負担金の返還を求めてくることとなります。これについては、適切にですね対応したいと考えております。

また、次のページはですね、(2)といたしまして、被告人に対する生活保護費の返還請求及び損害賠償の訴えでございます。これについてはですね、法第78条の規定により被告に対してですね、生活保護費の返還を求めるとともに、損害賠償を求める民事訴訟を起こし、取り得る法的措置を適正に講じます。

さらに、仮にですね、国庫負担金の返還が求められた場合の補てん方針でございます。

これは3月の議会にですね、「最終的に税の投入をしない仕組み」を作りますと、検討しますと、市長が述べておりますけども、これについてはですね、期限を定めて処理をしたいと、現段階で返還額がまだ決まってません。あるかないかも決まってませんが、仮に返還通知がなされた場合ですね、この囲みの中の仕組みで検討しております。

国は市に対して返還通知を出します。市は期日に従ってですね、その期日までに返還をしなければいけません。それについてはですね、一義的な財源としまして財政調整基金からお借りをしてですね、国に対する返還に対応したい。それと同時にですね、仮称の基金でございますけども、滝川市再生基金、これを新たに設置をしてですね、お借りした財政調整基金に穴埋めをすると、補てんをするための基金を作ると。この補てん財源についてはですね、税以外の財源を持って積み立てをする。国庫支出金の返還分4分の3でございますけどもその分プラスですね、それに伴う市の負担分、4分の1、また、利息相当分、これを積み立て目標にしたいと考えております。その積立額はですね、財政調整基金の取崩し額に至った時点において、財政調整基金に繰り戻すという形をとって、再生基金を廃止をしたいと考えております。

さらに6番目でございますけども、確実な実行と市民への説明責任でございます。

第三者委員会のご提言を確実に実行するためですね、「福祉事務所の再発防止策」及び「市全体の改善策」を、職員とともに市役所一丸となって迅速かつ着実に取り組んでまいりたいと思っております。

この取組の成果や創設する基金への積立状況につきましてはですね、定期的に第三者委員会の委員さんなどに報告をしながら、指導・助言をいただきたいとも思っております。

さらに、取組状況はですね、広報たきかわや公式ホームページなどによって市民の皆様へ情報を公開する中、まちづくり懇談会などで市民の皆様へご説明をしたいと考えております。

ここに記載していることをですね、確実に実行してはじめてですね市民の皆様に対してですね、実行責任と説明責任が果たせるものと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上私からの説明とさせていただきます。

【司会】

ただいま説明をさせていただきました。

それでは、これから質問をお受けしたいと思いますが、質問をご用意の方は、おそれ入りますが、手を挙げていただきたいと思います。私の方が勝手ではございますが、指名をさせていただきますので、指名をされた方はその場でご起立をお願いいたします。すぐに係の者がマイクをお届けいたしますので、マイクを受け取ってからご発言くださるようお願いを申し上げます。

なお、できるだけ、多くの皆様からご質問をお受けしたいと考えておりますので、ご質問される方並びに答弁者も要点を簡潔をお願いいたします。ご協力のほど、よろしくをお願い申し上げます。

それでは、ご質問をお持ちの方、いらっしゃいますでしょうか。

#### 【司会】

それでは、そちらの前の方。どうぞお立ちください。男性の方。今マイクをお届けします。

#### 【質問者】

今いろいろとご説明がありましたので、さらにまた、今後とも新聞やあるいはテレビでお話があると思いますが、本当に大変なことをしたもんだな、と。私たち一市民として、他の県に、あるいは他の市町村に対してものすごい恥ずかしさを感じておる次第です。

それで今、市長の後ろの方に並んでいる方が福祉事務所の方だと聞きました。それですべてが新聞や何かは市長とか副市長とかそれから前居林福祉部長ですか、そういう人の名前が出ます。もちろん市長には大きな責任があることは、言うまでもありません。しかし、その片倉容疑者とですね、話し合った職員がこの後ろにいらっしゃるのでしょうか。私はそれが一番ね、小学生か中学生以下のボンクラだと思ってます。なぜ、そういうことがわからなかったのか。それも全部、福祉部長や係長、自分の上司がいますね、そういう人に相談して、その居林部長も、あああああ、そんなものまあ言うとおりにしとけと言ったのか、まさかそんなことないと思います。

そんなことで、私たちはこういう市民の会を開いてもらって、本当によく今後とも滝川市が二度とこういうことないようになさなきゃならんと、いつまでもこういう問題を私どもが批判をしたり何かしたってしょうないことです。とにかく私も会社4つほど定年のころ回りましたけども、一社長がですね、何でもかんでもね、一係の者の責任を取っておるということはありません。私は、片倉容疑者と対応したその人がその後ろにいらっしゃるのかどうかわかりませんが、その人が一番僕は責任があると思います。とんでもない人です。さっき減給とか何か申し上げておりましたけども、どういうその人に対するどういう処罰をするのか、まあできたら教えてもらいたいと思うくらいです。

それで、今問題は、私もお話ししましたとおり、これは今後絶対ないようにしなきゃだめだということはもちろんであります。ところが、それが例の総務部長さんが市の職員を全部いろいろ指導すると、こう言っておりましたが、2月15日以降指導がうまくいったかどうかわかりませんが、実は新しい問題が出ております。初めてお聞きだと思います。

私の友人で47歳の息子を持っております。それはうつ病です。そのうつ病の人が2月15日に「俺の人生もう終わりだ、川に飛び込んで死ぬ」と言って行方不明になり、今朝もそのまま行方不明のままです。もちろん警察に届けています。それでその保険の毎月の支払が14,000円ずつかかるそうです。それで警察も届けたし、いない者に対して14,000円ずつ払うの、俺も年金生活が大変だと、そういうことで市役所の窓口に行ったんです。関係の窓口。ここには出席してないと思っておりますけども。

この人が相談に行ったら、こういう答えが返ってきたそうです。よく覚えといてください、市長も。私の息子はこういうことあったと言って説明した。警察にも届けてる。それで14,000円ずつ払うのこれも大変だからもう少しこれを減額か、あるいはしばらくこれを、何ちゅうんですか、払わない方法を考えさせてもらえんかどうかとこう言ったそうです。そしたら、私はわかりませんと、本当にそう言ったと思います、嘘言う人じゃありません。私の本当の親友です。そして、息子がそんな置き手紙を書いて2月15日に行方不明になって現在もそのままです。それでその市役所の窓口の言うには、私はあんまりそういうことはわかりませんので、わかりませんということ自体もおかしいんだけど、自分のとこで集めている保険ですから、わかりませんので、いいですか、裁判所に行ってくださいと言ったんです。裁判所、何関係あります。

で裁判所に行くのに、警察の場所分かってたけど裁判所行ったことない、関係ないから。それで私に、ちょっとすまんけども裁判所まで車出してくれんかと、私もいつでも置いてってあるって知ってますから、出してくれと言った、そしたら裁判所行ったら、裁判所では、滝川の市役所の窓口、何言ってんだと、何やってんだと。そんなもの裁判所に相談するなんてそんなことありますかと、それでは砂川の社会保険事務所に行ってくださいと言って、私がまた社会保険事務所に連れていきました。で、相談したら砂川の社会保険事務所で、いわゆるしばらく猶予をいただくような、あるいは払わないようにしたのかその辺わかりませんが、ずっと今は払わないで、一応は本人の意思どおりになったんだけど、砂川の社会保険事務所で全部書類を書いてもらって、それを先ほどの窓口の人に見せたそうです。

そして、あなたがここに行ってこい、あそこに行ってこいというからと言ったら、え、私は裁判所なんか行けて言ったでしょうかと、そういうしらっぱくれた嘘を言ってます。だから、それは2月17日の話です。それでいまだにわかりませんね。行方不明のままです。そんなふうにしてしらっぱくしてみたり、あるいはわかっててもそういうことを、いわゆるその、職員の、公務員のたぶらかしでやってるのかその辺わかりません。とにかく窓口には大いに勉強してもらわなきゃならんと思います。また、出てきたらどうします、そんな恥ずかしいこと。それでその人、私の友人は、まあまあまあ、あっちでも滝川市役所何やってんだ、砂川の社会保険事務所でも何やってんだと、いうことで私自身が笑われたような気がする、こう言っております。恥ずかしい話です。

けども実はもう1件、私事ですけど、1件だけちょっとほめておきます。実は私の娘も名古屋から滝川に、市長が一所懸命移住者を集めてますから、名古屋から滝川に移住するようにしました。そして、7日の日に滝川の市役所に行って、そして、あれしたんですけども……。

#### 【司会】

あの、おそれいりますが、もう少し簡潔にお願いできませんでしょうか。

#### 【質問者】

はい。それではそういうことで、わざわざ名古屋の中区まで電話かけてくれた、非常に親切な窓口がいるということで、悪い人ばかりじゃないけれども、もう少し教育してもらいたいと。こういうふうに思います。

終わり。

【司会】

それではご答弁の方、よろしくお願いをいたします。

【市長】

ただいまご意見をいただきました。

本当に滝川市民の皆様方に肩身の狭い思いをさせてしまったということについては、本当に申し訳ないことだというふうに思います。先ほど申し上げましたように、ゼロからの出発でなくて、マイナスからの出発であります。ぜひともそういう意味では反省すべきは大いに反省しながら、マイナスからの出発を皆さん方のご指摘をいただきながら、ともども進めさせていただきたいというふうに思います。どうかよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

そして、処罰の関係であります。先ほど処分のことについては、ご報告を申し上げました。職員の処分については、懲戒職員会議において委員も決まっていますから、そこに諮問をして、市長として答申を受けて、処分をしたところであります。

率直に申し上げますと、この職員の処分は、犯罪を犯したわけではありません。犯罪を犯せば、明らかにもっと大きな処分がほかのまちではあります。しかし、犯罪を犯したわけではない職員としては、この処分は、極めて重い処分だというふうに思います。

そして、市長の処分でありますけど、先ほどの議会で、先ほど申し上げましたように、市長については50パーセント8か月延長、合計12か月であります。これは軽いのではないかとのご批判があるというふうに思います。

率直に申し上げて、市長の責任は、辞任か減給かしかありません。私は、減給の中で、これですべてだというふうには思っておりませんし、そして、これから返還が求められた場合の補てんをしていかなくてもはいけません。間断なく、この補てんをやることを前提に今回の議会の議決をいただいたものだというふうに思っております。

先ほどの国保の件につきましては、ちょっと調べさせてください。

こういうことがあっては決していけないわけでありまして、信頼回復はおぼつかないというふうに思います。

調査をして、そして、そんなことがないように進めるべきだというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

【司会】

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質問をお持ちの方、申し訳ございませんが、挙手を。そちらで今、手を上げた茶色の男性の方、お願いいたします。

【質問者】

市長に質問並びに提言というか、こういうことがあっては困ると思ひましてね、発言します。

実はですね、昨年の12月に市営住宅に入居されてる除雪の件で住宅課へ行ったわけです。なぜかと言いますとですね、その方は、何年も出稼ぎに行っていて除雪が行き届いていないということを地域の方から言われましたので、住宅課へ行ったわけです。そしたら、たまたま担当の主査だったと思いますけれども、不在だったわけですね。それで窓口の女性の係の方に説明をして帰ってきた。そのときの態度ってのがものすごく悪いんですね、受け答えが。女性も。

それから2日くらい経って、また、行ったわけです。そしたら、その主査いわく、私は直接聞いていませんから何もやっていません、こういう答弁なんです。あえて名前は申し上げませんが、そういう態度ではですね、非常に困るんですよ。役所ってのはそういうもんなんですか。住民からいろいろなことが、要望あって行った場合に窓口の者が対応したら、すぐ、やっぱり報告というかそういうことはやらないものですか。やってないからこういうことになるんですよ。このたびの生活保護の問題だってそうでしょ、きっと。

私、大分そこでね、大きな声出して文句言いました。で、その次に訪れたら、ガラッと態度が変わる。文句言ったり、大きな声出したら態度が変わるのか。

まず、それ、市長答弁ください。

#### 【市長】

そういう事実があるということは、謙虚に受け止めさせていただきます。そして、そういうことが決してあってはならないということを、私もタライ回しがあったり、窓口で間違えた情報を提供したり、そして、不親切であったり、そういうことが決してあってはならないということを職員とともに話してきたわけでありまして。しかし、現実にはそういう問題が生じているとすると、改めて市長の責任として、しっかり正させていただきます。

もし、そういうことのないように頑張らせていただきたい、組織風土を変えていきたい。

よろしくお願い申し上げます。

#### 【司会】

それでは、私の方から見て左側の方のブロックの方でどなたかご質問の方いらっしゃいましたら。いませんか。ほかに。

申し訳ございません。ちょっとあのはっきりしませんが、時間かかりますけども。あのそちらで立ておられる方、じゃあお願いいたします。

#### 【質問者】

私あの、幸町1丁目に住んでおります、と言います。15日の日に2,163人の連名請求人を付けて、住民監査請求を行いました呼びかけ人の1人でありまして。

今日、市長に直接お話を聞く機会がありましたので、1つのいいチャンスですので、3つ市長に直接質問をしたいと思います。

1つは、1月に出されました内部検証委員会の報告と先ほど木下先生の方からお話がありました第三

者委員会の検証報告との差と言いますか、ギャップの大きさについてです。

先ほど総務部長も市役所内部の今後の再発防止について、いくつか提起がありました。私は、この内部検証報告のその差が、本当に第三者委員会の提言を本当に生かして市役所内部で不正を正す力が本当にあるのかどうか、ということの一部疑問を感じております。

その点について、市長の決意とその体制は十分にあるんだというのを、どういう決意と確証の下でこの場で報告しているのか、しっかりと受け賜りたいと思います。

第2の質問は、2億4,000万円という額を市長はどう見ているかということですか。

昭和35年創業の滝川の老舗の企業でありましたふじタクシーが3月に倒産し、私たちの働く仲間80人が解雇、失業という目に今会っています。この藤井グループの経営破たん額は、新聞報道によりますと2億円と言われています。ですから、今度の2億4,000万に相当するお金がその老舗の企業は準備すること、用立てることができなくて、労働者を解雇に至らしめるというほど2億4,000万円という額は、極めて大きなものだと思えます。

そういう意味で、市長は、広報4月号で、そして先ほどの説明でも、行政責任には厳正に対応し、もし、生活保護費の返還が求められる事態に至ったときには、最終的に市税を投入しない対応を行いたいと繰り返し述べています。今日も図で説明がありました。

基金とはいかなるお金のことなのか、私たち今の説明では十分理解していません。そういう意味から言えば第三者委員会の報告は、内容的には生活保護費の返還が求められる事態、その責任が問われているというふうに私は話を聞かせていただきましたが、「不適正な」ということは今日高橋部長が言っておりますが、まだ「不適正」だと思っていないのでしょうか。

私は、その点をもう一度確認した上で本当に市税を投入しない返還の方法とはいかなるものなのかを、市長の口からしっかりとお聞かせ願いたいと思うのであります。

第3の質問は、市長の責任についてです。

18日に第三者委員会の報告が出まして、19日の朝刊は、一斉にどの新聞もこの滝川のこの問題を取り上げています。北海道新聞は、一面トップで報道いたしまして「滝川市長に結果責任、市長辞任せず」が見出しでありました。読売新聞の見出しは「滝川市長辞任せず」です。

社会的な世論、あるいは市民の世論は、市長の辞職・辞任があり得る事件であると見ている中で、減給処分にとどめたからこそ、ニュースあるいは新聞の見出しが「辞任せず」「辞職せず」になっているんじゃないかというふうに私は思うんです。

この事件の市長の責任とその取り方についてであります。市長は、一般の市の職員とは違います。選挙で、私たちの1票1票の積上げで選ばれた市長として、政治判断が求められる立場にあります。市長の責任とはいかなるものなのか、市長の政治判断、あるいは社会や市民の世論をどのように見ているのかを率直にお聞かせください。

【司会】

答弁よろしいでしょうか。

【市長】

内部検証委員会を作って内部検証を進めて、その結果に基づいて第三者委員会に改めての検証をお願いをする。こういう方針を早いうちに出させていただきました。そして、そういう検証手法を取らせていただきました。

内部検証委員会の結果について、いろいろご批判をいただいております。そして、そのことが第三者委員会の中でもご批判をいただいている部分も多いわけでありませう。

しかし、内部検証委員会では、すべて問題がないというふうに言ったわけではありませう。様々な問題があったという問題の指摘を行っているわけでありませう。

しかし、法的問題がないというふうに判断するには早計であるという、あるいは怠慢であるという大きな部分が出てまいりました。

そういう意味ではギャップの大きさを感じませう。

しかし、そのことは第三者委員会に検証をお願いをしてよかったな、というふうには実は思っております。内部検証委員会だけで終わらせたなら、それはとんでもないことになったかもしれないというふうに思っております。

私は、第三者委員会をお願いする以上、内部委員会で出てきた結論を、ああだこうだと市長の意見を反映するつもりは、毛頭ありませんでした。

したがって、内部の検証委員会の結果は、肅々と第三者委員会に、実は検証をお願いしたのでありませう。このやり方は、時間はかかったけれども、この手法は間違っていないというふうに思っております。

ギャップの大きさから言って不正を正す、そういう力はあるのか、ということでありませう。

その不正を正すための具体的な福祉事務所の方法とそして滝川市役所全体のやり方というものを、この報告書で明らかにさせていただいたわけでありませう。

私は、毎年市民の皆さん方に、この結果についてご報告を申し上げて、しっかりとやっているのか、やっていないのか。やっていないのであれば、市長として不適切だというふうにも思っております。そういう決意でしっかりやっていきたいというふうに思っております。

2点目の2億を超える生活保護費、移送費が支払われた。企業が倒産する、そういう金額でありませう。だからこそ、倒産しない市役所、これを税金でお返しするということは、市民どなたも納得していただけない、というふうに思っております。したがって、議会におきまして、市税で返還をするという道は取らないということをいち早く市民の皆さんに明らかにさせていただいたのでありませう。

当然のごとく不正受給をした、その部分については返還命令をかけていきます。しかし、おそらく取れる部分は、わずかでありませう。

したがって、それ以外の部分は、任意に返還を求めていく。市長は、まず、率先しなくてはいけないというふうには思っているところでありませう。

企業が倒産する、そういう規模の金額だということを改めて深くかみしめて、この補てん策を講じていきたいというふうには思っております。

市長の責任ということでありませう。

私は、白紙でいろんなことを考えませう。自分の責任は、市長は自分で取らなくてはいけないわけでありませうから、白紙で検討させていただきました。

そして、その結果がさきほど申し上げた今後の余韻を含めた議会の議決をいただいたというふうには思っております。

あわせて明日の新聞に出るであります。先刻の臨時市議会において不信任決議案が提出されて、審議が行われました。

多くの討論が行われました。その結果否決がされましたけれども、私は、討論をいただいたその内容、さらに市民の皆さん方の不安とか不信とか憤り、そういうものを深く心に刻んで今後の対応をしなくてはいけない、そのことが私に今一番大きく与えられている責任であるというふうに思っております。

ひとつよろしくご指導をお願い申し上げたいというふうに思います。

【司会】

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問をお持ちの方。そちらで紙を持って手を上げられている女性の方、どうぞ。

<会場から何らかの声あり>

ちょっとすいません、お待ちください。市長、すいません。先ほどの質問の中に基金の関係、はっきりわからないというご質問だったので、その点詳しくお願いいたします。

【市長】

お答え申し上げたつもりでありますけれども、返還請求を求めていくのも財源であります。

不正受給をした方に、返還を求めていく。それは法的に返還を求めていきます。しかし、おそらく金額はですね、金額はそう大きく返還されないだろう、その可能性は少ないと。今、4名の被告に対してです。その金額は大きなものにならないというふうに思います。

したがって、市長・副市長、筆頭にしてその損害額の補てんをしていきたいということでもあります。

ただ、先ほどお話しありましたように、今、監査委員に対して住民監査請求が行われております。4名に対して損害賠償責任ありと。損害賠償しなさいという監査請求であります。

監査委員の方でどういう結論を出されるのか。それは私としてその結論が出た後で、どうするのかということによって、私はですね、それに対応しなくてはいけない。まったく別の展開が出てくるかもしれません。

しかし、私はですね、住民監査請求の結論を待って何かを考えるということではなくて、自主返納の道を考えていく。そういうことをご提案申し上げた。

自主返納するものについては、基金という形にして市民の皆さん方に数字として明らかにできるそういう枠組みを考えていきたい、という実は提案をさせていただいたのであります。

【司会】

先ほど女性の方、大変お待たせをいたしました。どうぞ、お願いいたします。

【質問者】

一応、滝川市の責任者である市長が、ここから謝罪という形でしてましたけれども、それはわかるんですが、市長だけが今回の介護問題のいろいろな形のことをやってきたわけではないと思うんです。

後ろにいらっしゃる方というのが福祉事務所の責任者の方もいると思うんですが、実際であれば福祉事務所の責任者の方もなぜ謝罪ができないのかなということなんですよ。やはり、これだけ市民が集まってる中で、市長にだけ押し付けてるっていうふうには見えません。

ですから、事務所の責任者として、1人だけ立つのが嫌であれば何人かでもいいですから、やはり市民に福祉事務所の責任という形で謝罪ということをするのが、やっぱり大人としての責任の取り方の一つじゃないかと私は思います。

それとですね、滝川市再生基金のことなんですけども、これの内容がわかりません。どういうお金なのか、これを教えてください。

【司会】

ご答弁の方、お願いできますでしょうか。

【市長】

仮称再生基金ですね、今、お示しをさせていただいているのは、基本の枠組みです。なぜ、基本の枠組みだけしか申し上げられないかという、返還するか、求められるかどうか、今、会計検査院と厚生労働省とが検討を始めております。既に滝川に来られました。書類も求められています。私は、そういう結果、返還しなさいということになって、その金額がどういうふうになるのかということがなければ、詳細な返還の枠組みができないというふうに思っております。

したがって、今は「市長、いったいなんぼ返すんだ」「誰がどれだけ返すんだ」、あるいは4名の被告からどれくらい取れるのか、こういう具体的な制度の設計ができないということをお許しをいただきたいと思っております。

しかし、4名の被告から取り上げられるものについては、ちゃんと法的措置をとって取る。それ以外の問題については、市長・副市長はじめ、やはり、税金投入すると言ったって誰も納得しないわけですから、自主返納の道を探っていく、それは金額を明らかになってから、具体的に皆さん方にお示しをしなくてはならない。

今は、基本方針です。この基本方針について、いろいろご意見をいただきたいというふうに思いますが、金額が決まった場合に、具体的な金額としてお話ができる機会があるというふうに思います。

それから福祉事務所の責任者という話がありました。

指揮監督責任は、私にあります。

しかし、前福祉事務所長をはじめ、今発言をしたいということでもありますから、この場合、発言をさせていただきます。

【居林総務部参事（前保健福祉部長）】

前保健福祉部長の居林と申します。

私、当時の担当者といたしまして、今回の第三者委員会の結論にございますように、病状把握や生活状況の把握、そういったものに不十分さがあったというふうに考えてございます。

大変申し訳ございませんでした。

私どもは、医師の診断、あるいは通院証明、そういったものを書類の審査に、やはりそれを重視していたというふうに反省をしております。

しかし、今回第三者委員会の先生方が、また、市民の代表の方が、やはりもっと突っ込んで、もっと前に一歩出て、対応すべきであった。おっしゃるとおりだというふうに思いました。

私どもは、そういった面で二度とこういったことを起こさないよう再発防止策をしっかりと講じてまいります。

私は、福祉事務所を離れましたけれども、次の部長、また、担当の者にも、その旨をしっかりと伝えて、二度とこういったことが起きないように対応してまいります。

大変申し訳ございませんでした。

【司会】

こちらのずっと上の方で書類を持って上げている男性の方、真ん中辺の方。

【質問者】

質問時間も迫ってまいりましたので、最後に市長、難しい話はわかりませんが、滝川市長、そして、人間として、2、3、心持ちをご確認させていただきたいと思うのですが。

今日もテレビカメラ、報道各社が参っておりますけども、滝川市とは無縁の方からも、相当にこの問題に対する批判がなされております。

しかし、よく考えてみてください。他の事件と違って私たち滝川市の全員が納めた税金がこのような目にあってるわけです。変な言い方ですけども、税金払ってない人にああだ、こうだ言われたくないなあ、というのが私の偽らざる心境ですが、しかも、おそらく今日も私がしゃべったことはおそらくカットされるでしょう。なぜかならば、市長を追求する方が画面としては非常に視聴者に受けるわけです。ですから、さきほどから滝川市が恥だ恥だとおっしゃってますけども、私は恥だと思ってません。

それはこのような場で不規則発言をしたり、馬鹿だとか、チョンだとかということ言ってるからそれ自体が滝川市の恥ですけども、私は決して恥だと思ってません。必ずわかってもらえると思ってます。

その上で市長、あなたは、ちまたでは、あるいは報道では非常に高慢な方で、反省してると口では言ってるけど、反省してないっていう評価があるんですけど、あなたご自身はどう思いますか。

まずお答えください。

【司会】

ご質問の方はそれでよろしいでしょうか。

【質問者】

もう1問。そんな長ったらしいことやってたって、一問一答でしましょう。時間まで終わりますから。

【市長】

高慢な人間だ、というご批判があるとすると、それは肅々と受け止めさせていただかなくてはなりません。

しかし、今、行財政改革が最大課題であります。そういう意味では心を鬼にしてやらなくてはいけないという部分もあるということを、またご理解いただきたいというふうに思いますが、ただいまのご指摘は、謙虚に受け止めさせていただきたいと思います。

【質問者】

わかりました、心から信頼いたします。

その上でそういう気持ちをしていただけるのであれば、もう一つは、今回の市長の態度について、ある市役所に詳しい友人の話によりますと、なかなか市長は、滝川市の、市役所からの生え抜きで、全部知ってるだけに、部下のことをいちいちこのきちっと説明しない部分があるんじゃないか、また、部下の方も市長にはなかなか申し上げにくいことがあるんじゃないか、という指摘があります。

私は、それを含めて今後ともやっていただきたいんですが、今日は、昼間の議会を拝聴してますと、否決されました、不信任は。これやらざるを得ないんです、あなたは。

そこで、あなたは、実は辞めるのが、僕は楽だと思います。

弁償もしなくていいし、ジョギングも好きなだけやれるし、滝川中のゴミも拾って歩けるし、その方がよっぽど楽だと思ったんですが、あなたは、一番自分にとって苦しい道を選んだ。これは、我々市民としては一番厳しい罰を与えて、逃げずに全部解決しろと。

この第三者委員会のこの提言は非常に立派なもんです。私は何の落ち度もないと思います。先ほど内部委員会とは変わったって言うけども、これ、人間変われば評価も変わるわけで。辞めるという大声もあるし、私が今日知人に聞いてみたところが、辞めるなんてのはもってのほかだと。まず、弁償してから、そのあと。

ですから、あんたやるんでしょ。3年間は少なくとも。お願いしますよ。私知ってるあなたは素晴らしい人ですから。これをみんなにわかってもらって、あなたに全面的に協力して、将来は、あの滝川がこれほど立派に生まれ変わった、滝川市民はえらい、それをリードした田村はもっとえらいと言われるような、そういう滝川市であって欲しい。

以上。

【司会】

もし、ご答弁がございましたら。

【市長】

市長と職員との間の風通しが悪い、というご意見もまた、謙虚に受け賜って、こういうことを通じて、組織風土の改革に、自分の意識の改革も含めて、力を入れていきたいというふうに思います。

責任は責任として、しっかり果たさせてください。お約束いたします。

よろしく申し上げます。

【司会】

ほかにご質問お持ちの方、いらっしゃいましたら。それではあの、後ろの方で書類を振っておられる方。男性の方

【質問者】

第三者委員会の報告を読まさせていただいて、私の感想としては、今一步追及が不足してるんでないかと。というのは、さきほどから話出てますように、まず、市長の、この責任というものが、はっきりとやっぱり打ち出されていない。

私はあの、市長が市長選に出たときに、その前にいじめの問題があって、これはまったく市長の預かり知らないことだと、いうことで教育長切りましたね。私はそのことが知らないということに問題はありますけれども、私は少なくともさきほど誰か言ってましたように、下からの意見が上がらない組織が今の滝川市役所にできてるんじゃないかと思うんですよ。そういうことを考えてくと、本当に滝川、田村市長が残ることが本当にいいのかどうか、私は非常に疑問に思ってます。

やっぱり二度あることは三度あるという言葉があるようにですね、この第三者委員会のなかなかいい結論が出てますけれども、滝川市長の責任でこれが本当に全うできるのかどうか。私はそういった市長の今までの生き方、それが今の滝川市政を作ってるんだと思うんですよ。で、いじめの問題がああいう形で決着をした、同じ問題がまた起きた、この後起きないという保証があるんですか。私はないと思うんですよ。それだけ今の市長のいわゆるワンマン体制というのが滝川の市役所の中に隅々まで行き渡ってるから、どんなにいい、この第三者委員会の報告があっても、本当に改革はできないと私は思うんですよ。

そういうことを考えるとですね、私は、ここで言うなればさきほども出たように、ほかの市町村からも滝川市は何をやってるんだ、私はそういうことを再三言われて恥ずかしい思いをしています。なぜ、私は、田村市長を選ばなければならなかったのか。その責任は、私は滝川市民もあると思うんですよ。ですから私は、今まで税金の問題が全く触れられてないけれども、滝川市民として田村市長を当選させた責任というのは誰も取ろうとしてない。これは一体どういうことなのかと私は言いたいんですよ。その上に立って少なくとも田村市長は辞める、そして、新しい市長を誕生させる、そのことが近隣の市町村から、本当に滝川は変わったな、そういうことを言われるようなですね、体制をまず作ってもらいたい。

そのために第三者委員会は、もっと深く切り込んでいただきたかった、いうふうに思ってます。

それからその、税金の問題ですけれども、私はその議員さんにもかなり問題があると思ってます。例えば、滝川市長に対して、なぜ辞職勧告決議をしなかったのか。昨年の12月のときにそれをすれば、仮にそれは拘束はありませんけれども、少なくとも辞める、市長は辞める腹みみたいなものはできたと思うんですよ。そういうことをしなかった与党議員に対しては、私はものすごく責任があると思ってます。

で、それからその、税金の使い方、これは市役所の職員ばかり言ってますけど、議員さんに本当にそういうことがないのか。例えば百年記念塔、今、野ざらしになってます。誰がこれ責任取ろうとしてるんですか。これを決めたとき、市長、議員、誰も責任取らないから、まだ野ざらしですよ。最後にこれは税金使って多分壊すことになると思うんですよ。

私は、それより問題なのは、ま、これはちょっと外れますけども、市立病院のこの改築の問題です。40億円という借金ができるんですよ。これは田村市長も、それから柴田市長も、この問題で大接戦を演じました。少なくとも市民の半分は、この問題に対して反対してるんですよ。それをですね、議員もわずか1か月かそこらの間で決めてしまってるんですよ。何らこれから将来にわたって検証もしていないのに。ほかの自治体、みんな赤字で病院経営は医者確保もできない。結局は、議員の中にもですね、結局最後は税金を投入すれば解決する、結局市役所の職員と同じ考えが議員の中にもあるんですよ。そういうことが一番私は問題だと思うんですよ。ですから私は、この市立病院がもし赤字で経営、返済できなかつたら、まず、この賛成した与党議員が全財産を処分してでも、この40億の借金を返してもらいたい。これは市長選挙の公約だから、絶対にこれには税金を使って欲しくない。半数の人方がこれに反対しているんですから。そういうことを申し上げまして、私の意見を終わります。

【司会】

あの、ただいまご本人からご意見というお話でございましたけども、もし、ご答弁がありましたら。よろしいですか。

【市長】

ご意見、謙虚に受け取りました。

【司会】

それではほかにお持ちの方、はい、前の方で手を上げられた男性の方、どうぞ。

【質問者】

先ほどから第三者委員会の方、それから市の方のこれからの報告書の内容、いろいろ受け取りました。私は、その中で一番疑問に思ったのを1つございます。

と言いますのは、福祉事務所の再発防止策、これ出ておりますが、ア、イ、ウのウですか、生活状況等把握の徹底、これ、今更という感じを持ちました。と言いますのは、これが一番大事でないですか。生活保護費、支給する場合に一番調査して本当に困っている人にはそういったものを有効に使うことが必要だと思います。それを一番大事なことを今更徹底というのは、私は何だ今ごろか、そんなような感じを持っております。

それでこの中で民生委員との協力体制を強化します、とうたっております。

私は、今回の犯罪を犯しました片倉夫婦の住まいは黄金町だと思いますが、その地区の民生委員の方、その方も大変重い責任があると思います。

と言いますのは、今回の処分でも市の職員ではありませんから、処分はできませんけども、その民生委員というのはボランティアですか、確かあの、いくらかの、何がしかの報酬をもらっていると思います。そうならばそれなりの仕事をしていたのか、こういう感じを持っております。

それから私は、さきほどから市長が日本全国の恥さらしのようなことやった市だから、辞めれ、辞めれ、と言っておりますけども、辞めれという言葉は簡単でございます。でも、市長も辞めると言ったら一番楽な方だったと思います。でもそれを、あえて避けて何とかこの市を良くしていきたい、こういった私あの、午前中の臨時議会も聞いておりました。一番最前列です。私は、市長のこの言葉、答弁を聞いていて、この人を選んだのは、市民であります。我々であります。もう一度市民に期待を託して信頼回復のためにやってもらうのも、私は必要でないかと思えます。

そして、私は、市長は毎日私は感心してるところであります。何回も見ておりますが、朝出ていくとき、小さな村長や町長でも公用車を使って、送り迎えをやってもらっているというのが多いと思います。そういうことなく、ごみ袋持って、そして、ゴミを取るハサミを持って、毎日市の庁舎に出て行ってる。こういう市長を、私は誇りに思っております。

私は、そして今回のいろいろな問題が出てきたのは、改革を実行している市長だから、ワンマンに見えるというのは当たり前だと思います。市長は、ワンマンというように見られるほどやらなければ、改革はできないわけでございます。

そして、私は今回のいろいろな問題が出てきたのは、道庁から天下りしてきた林市長、前林市長ですが、人口50万か、60万いなければできないというような大きな市役所を作って、そういったものを市の皆さん方に税金として払わされているという部分はあると思います。

私はそういった面も含みまして、本当に市長がこれから死に物狂いでやるという話を言っておりますので、私は、市長を選んだ市民として、託してやってもらうということも、大事だと思っております。

そして、全国、日本の国民が、滝川に行って住みたい、市民に優しい、そして行き届いた、そういう市を作ってもらいたい、こう思っております。

以上。

#### 【司会】

ご意見も大分あったようですが、どうぞ。木下先生、どうぞ。

#### 【木下委員】

すいません。

今さきほど民生委員のことについて言及がありましたので、その点だけ僕の方から回答させていただきたいんですけども、今回の片倉容疑者の方では、いわゆる元暴力団ということでした。そのため、その地域の民生委員の方も女性であるということもありまして、その民生委員の方に今回は、協力をお願いするということはせずに、直接ケースワーカー、福祉事務所の職員が訪問して調査をするということになっていました。

そのため、民生委員さんに責任というのは今回はないというふうに第三者委員会では考えております。その点だけよろしくお願ひしたいと思います。

失礼します。

#### 【司会】

ご答弁よろしいですか、お願ひいたします。

【狩野保健福祉部長】

4月1日付けで福祉事務所長を拝命しております狩野と申します。

生活状況の把握、これ当たり前ではないかというご質問、ご意見でございました。

確かに生活状況の把握、基本なことでございます。これにつきましては、いわゆる表現上は「処遇困難ケース」という記載をさせてもらっています。いろんな面でケースによって難しい、自立に向けてなかなか難しいケースという部分、これにつきましてはランク、一応、訪問についてもランク付けをしております、Aランクということで、月1回は訪問して生活状況等を把握しなければならないというケースでございますが、今回特に組織的な中でのですね、連携が足りなかった、これを深く反省しております、今後、査察指導員、また、管理職を含めたですね、同行による訪問調査、これをあの頻度を高めて、月1回ということではなくて頻度を高めてやっていきたい、そういうふうに決意しておりますので、よろしくどうぞご理解のほどお願い申し上げます。

【司会】

はい、それでは他にご質問をお持ちの方、いらっしゃいますでしょうか。

真ん中辺の真ん中辺の、今、書類を振られた方、男性の方、ちょっとお立ちいただければ、ジャケットをお持ちの方、お願いいたします。

【質問者】

それでは質問させていただきます。

滝川市が全国区になったのは、いじめの問題、それから今回の生活保護の問題、それからもう一つは土地の評価額が全国一低くなった問題。先般固定資産税が去年より下がるかなと思ったら、あにはからんや去年と同じでした。

今日来まして市民報告会の、この全部見ましたけども、言ってることは当たり前前の真ん真ん中で、何もありませんが、特に質問したいのは、租税以外の財源で、滝川の基金で国に返済するとなっておりますが、滝川市で租税以外で収入ってあるんですか。市長さんの給料だって市民税ですよ。滝川市の職員からみんな集めてね、たとえ払ったとしてもそれは市民税ですよ。租税以外の収入って何ですか。絵に描いた餅みたいなものを持ってきて、言い訳してるようにしか私には思えないんですけども。いかがなんでしょうか。

以上です。

【司会】

はい、答弁よろしいでしょうか。

【市長】

ある意味ではおっしゃるとおりです。私ども、もらっています給料も、皆さん方の税金であります。

しかし、ここで申し上げてるのは、市の予算の中から直接皆さん方からいただいた税金、地方交付税で国から来ている皆さん方の結果としてその税金、こういうものを直接使わない、そういう道を考えていということでありませう。

それは、基本的には、私は2つしかないっていうふうに思います。

1つは、被告から返してもらうということだ。しかし、これはなかなか金額的にはそうということにはならないだろう。そうすれば、市長・副市長はじめ関係した職員の皆さん方も含めて、これは金額がどういうふうになるかによって、中味は変わってまいりますが、その中から自主返還させていただく道を考えてい。

その道が、それも税金だろうと、いうふうに言われたら、確かにそうかもしれません。しかし、そのことまで納得していただけないとすると、これを補てんする道はないということになります。

これはぜひ皆さん方にご理解をいただきたいというふうに思います。

#### 【司会】

よろしいでしょうか。はい。

それでは最初にお約束をさせていただいた時間も過ぎておりますので、大変誠に申し訳ございませんが、ご質問あとお1人様とさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

ご質問をお持ちの方、申し訳ございませんが、挙手をお願いいたします。こちらの一番後ろの方にいらっしゃる女性の方。

#### 【質問者】

今のことに對してなんです、国の方から言ってくるのはいつごろなんだろう、わかるのは。いつごろ国の方から言ってくるんですか、予算のあれは。それで返還しますよね。返還してくれとか何とか言ってくるよね、国の方から。それは大体いつごろになるんでしょうか。

それからですね、市長さんとか、それから皆さんの減給のことなんです、まず、市長さんはそうですね、これ12か月って書いてありますが、はっきりするまで、1年でなく、もう少しはっきりするまで長く伸ばしていただきたいと思ひます。

これは、皆さんの税金で払ってんですから。もっと苦しい人がいるんですよ。年金は引かれる、税金は高くなってくる。市長さんよりもっと苦しい人がたくさんいるんです。そのことも考えてやっていただきたいと思ひます。

それで国の方からどのくらい入って、どのくらい返すのか、そういうふうに出てきた場合、広報に全部書いて皆さん、お年寄りまでわかって、理解できるようなことを書いていただきたいと思ひます。

それだけです。

#### 【司会】

答弁お願いいたします。

#### 【市長】

返還の時期は、返還する、求められるかどうかということも、現在国において検討されております。その時期はいつになるか、返還が求められた場合の時期は、いつになるかっていうことは定かではありません。

ただですね、市長の処分をなぜ今年の12月まで延長したのかということでもあります。

私は、返還が求められるとすると、12月までには返還の是非とその金額が決まるのではないかと、という想定に立って、それまで自分の給料減額を提案をさせていただいて、今回の補正予算、そして、給料のカットを議決していただいたわけであります。

しかし、このときに申し上げております。もし、万一その時期より、12月よりずれると、私は、改めて議会にその延長を提案させていただきたいというお答えを申し上げております。

その考え方に変わりはありません。

#### 【司会】

よろしいでしょうか。はい、それでは大変申し訳ございませんが、これをもちまして、質問の時間を終了とさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして「生活保護費詐欺事件に関する市民報告会」を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

最後に、市長がちょっとごあいさつをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 【市長】

一言だけお礼のごあいさつをさせていただきます。

本日は、長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

詐欺事件につきましては、刑事裁判が開始をされる新たな段階に進みました。事件の方は、全容解明を注視してまいりたいというふうに思います。

一方、不正受給を結果的に許してしまった市役所の改革は、今日から新たなスタートをすることになります。再びこのような失敗を繰り返さないために、血税を使っているという自覚を一層高めて、意識改革や制度、行政システムの改革に大きく一歩を踏み出して、全力を尽くしてまいります。

その結果は、また毎年皆さん方にご報告を申し上げたいというふうに思います。

滝川市は、先ほどお話がありましたように、様々な大きな課題を抱えています。しかし、ある意味では、問題は、北海道の縮図であるというふうにも思います。

今、そらぶちキッズキャンプは、難病の子どもたちのために希望を与えています。

菜の花は日本一になりました。

久しぶりに企業誘致も皆さん方の力で実現することができました。

國學院短期大学は、全国に滝川の情報発信してくださっています。

そして、心配していただいている皆さん方、本当にありがとうございます。

自衛隊の再編、いうのも心配されましたけれども、過大な影響を防ぐことができました。

これまた、皆さん方の本当にお力のおかげだというふうに思います。

今回、いろいろ意見をいただきました。そして、メール、手紙、随分ご意見をいただきました。そう

いうご意見をこの報告書に言葉としては足りないかもしれませんが、十分心の中に職員、詰め込んで頑張っていきたい、滝川の可能性を市民の皆さん方とともに大きく育てていきたいというふうに思います。

引き続きご意見をいただきますようお願いを申し上げ、今日長時間こうしてお集まりをいただいて、真剣にご意見をいただきましたことを心から厚くお礼申し上げて、終わりに当たってのごあいさつにさせていただきますと思います。

誠にありがとうございました。

**【司会】**

本日は、誠にありがとうございました。

それでは時間も遅くなって、外も暗くなっておりますので、足元には十分お気を付けて、お帰りいただきたいと思います。

本日は、大変ありがとうございました。